

第一九七回

参第五三号

当せん金付証票法の一部を改正する法律案

当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

- 8 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者は、当せん金付証票を購入してはならない。

附 則

この法律は、生活保護法の一部を改正する法律（平成三十年法律第▼▼▼号）の施行の日から施行する。

## 理 由

生活保護法上の被保護者は、当せん金付証票を購入してはならないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。